

遺贈による寄付制度概要

学校法人女子美術大学は創立以来、多くの関係者の皆様から多大なるご支援・ご援助により支えられてまいりました。本学園では、皆様の築き上げられた財産の一部を遺言により本学園に寄付しようとお考えの方々に、信託銀行等が提案する「遺言信託」制度をご紹介します。

これは相続のトラブルをなくし、ご遺志どおりの財産分配を滞りなく実現するため、信託銀行等が遺言に関する手続きを代行する制度です。

① 本学園に遺贈によるご寄付をお考えの方

ご相談窓口：本学総務企画部総務グループ

② 銀行・信託銀行をご紹介します

- ・三井住友銀行
- ・三菱UFJ信託銀行
- ・みずほ信託銀行

遺言書作成に関して、財務コンサルタントなど専門のスタッフが無料で相談をお受けします。

(遺言書の作成・保管・執行については銀行・信託銀行の所定の費用がかかります。)

③ 遺言書の作成

銀行・信託銀行の遺言信託業務を利用して遺言書を作成します。

遺言書の中で、本学園へのご寄付の内容を具体的にご指示いただくことで、ご意志の実現を確実なものとすることができます。

④ 遺言書の保管と管理

銀行・信託銀行が遺言書の保管と管理を行います。

⑤ 遺言書の執行

ご逝去の通知を受け次第、銀行・信託銀行が遺言の内容を執行いたします。

⑥ 本学園へのご寄付

⑥ 相続人様等への遺産配分

ご意志に従い、本学園の教育研究活動の強化などに、大切に活用させていただきます。

(問合せ先) 学校法人女子美術大学
総務企画部総務グループ

TEL. 03-5340-4501/Fax. 03-5340-4594

E-mail. general@venus.joshiabi.jp